

平成29年1月17日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官
平成28年(ワ)第42965号 謝罪と救命の会見請求事件

判 決

埼玉県草加市新里町1020

原 告 渡 邊 秀 一

東京都千代田区紀尾井町3-23

被 告 日本民間放送連盟

代表者 井 上 弘

東京都千代田区永田町2-3-1

被 告 日本の公務員

代表者 内閣総理大臣安倍晋三

主 文

- 1 本件訴えを却下する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求の趣旨及び原因

原告は、日本民間放送連盟及び日本の公務員を被告として、「日本民間放送連盟会員、日本の公務員は、それぞれウェブ、地上波、拡声器、様々な手段をもちいて、早速、人民に謝れ、せめて、救命のPR、会見にとりかかれ。」との判決を求めているところ、その請求の趣旨及び原因は、別紙訴状及び準備書面記載のとおりである。

第2 当裁判所の判断

1 訴訟経過

原告は、平成28年12月20日、本件訴訟を提起し、当裁判所は、原告に対し、同月28日付けで、補正命令送達の日から14日以内に請求の趣旨及び原因を特定するよう補正を命じ、補正命令は、同月29日に原告に送達された

ところ、原告は、補正期間である平成29年1月12日までに、同月5日受付の準備書面を提出した。

2 判断

民事訴訟法133条2項は、訴状には、請求の趣旨及び原因を記載しなければならないと規定し、請求の趣旨及び原因を訴状の必要的記載事項としている。そして、ここにいう請求の原因とは、請求を理由づける事実（民事訴訟規則53条1項）とは異なり、請求を特定するのに必要な事実（同項かつこ書き）である。したがって、訴えを提起する者は、請求（訴訟物）が訴状の請求の趣旨の記載のみによっては特定しない場合には、請求の原因（請求を特定するのに必要な事実）の記載とともに特定しなければならない。

これを本件について見ると、原告は、日本民間放送連盟及び日本の公務員を被告として、前記第1のとおり、「日本民間放送連盟会員、日本の公務員は、それぞれウェブ、地上波、拡声器、様々な手段をもちいて、早速、人民に謝れ、せめて、救命のPR、会見にとりかかれ。」との判決を求めているところ、この記載からは、原告が被告らに対し給付の訴えを提起しようとするものであることがうかがわれるのみであり、被告らに対して求める給付の内容が特定されているといえない。そして、別紙訴状及び準備書面の記載全体を見ても、被告らに対して求める給付の内容が特定されているといえず、これにより強制執行が可能な程度にその内容が明確になっているともいえない。

そうすると、本件訴えは、別紙訴状及び準備書面の請求の趣旨及び原因の記載全体によっても、請求（訴訟物）が特定されていないから、訴状の必要的記載事項である請求の趣旨及び原因（請求を特定するのに必要な事実）の記載を欠く不適法な訴えであり、その不備を補正することができないというべきである。

なお、本件訴えのうち日本の公務員を被告とする部分については、被告が特定されておらず、訴状の必要的記載事項である当事者（民事訴訟法133条2

▲
訴状の冒頭で、日本の公務員代表内閣総理大臣を、官邸住所と電話番号03-3581-0101で特定している。
しかし、裁判所は、内閣総理大臣は公務員ではないと印刷できる！

総理大臣が仮に消滅死亡しても
日本民間放送連盟の大きな被告が残り、訴訟は寧ろ進む。
これ争いの原理である。

項1号) の特定を欠いている点においても、不適法な訴えであり、その不備を補正することができないというべきである。

3 結論 **【民事訴訟法【ゼロ】条でも印刷できる】**

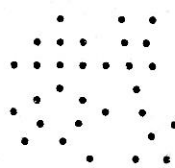
以上によれば、本件訴えは、不適法でその不備を補正することができないから、民事訴訟法140条により、口頭弁論を経ないで、却下することとする。

よって、主文のとおり判決する。

【義務化【ゼロ】でも印刷できる】

東京地方裁判所民事第35部

裁判官 岩 崎 慎



平成29年3月1日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 

平成29年(ネ)第481号 謝罪と救命の会見請求控訴事件 (原審・東京地方裁判所
平成28年(ク)第42965号)

判 決

埼玉県草加市新里町1020

控 訴 人 渡 邊 秀 一

東京都千代田区紀尾井町3-23

被 控 訴 人 日 本 民 間 放 送 連 盟

代 表 者 井 上 弘

東京都千代田区永田町2-3-1

被 告 内 閣 総 理 大 臣

安 倍 晋 三

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴人が当審において追加した内閣総理大臣安倍晋三を被告とする訴えを却下する。
- 3 控訴人の当審における訴訟費用は全て控訴人の負担とする。

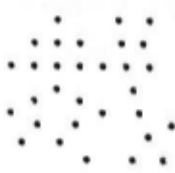
事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

別紙「太陽の審判」で始まる平成29年1月24日受付の書面(写し)及び別紙「太陽の審判」で始まる同年2月2日受付の書面(写し。以下、これらの別紙を併せ、単に「別紙控訴状」という。)の各「請求の趣旨」欄に記載のとおり。

第2 事案の概要

控訴人は、原審において、被控訴人日本民間放送連盟及び日本の公務員を被告として、「日本民間放送連盟会員、日本の公務員は、それぞれウェブ、地上



波、拡声器、様々な手段をもちいて、早速、人民に謝れ、せめて、救命のPR、会見にとりかかれ。」との判決を求めたところ、原審裁判所は、本件訴えは請求（訴訟物）が特定されておらず、また、本件訴えのうちの日本の公務員を被告とする部分については当事者の特定も欠いているというべきであって、本件訴えは不適法な訴えであり、その不備を補正することができないとして、本件訴えを却下した。

控訴人は、原判決を不服として控訴したものの、別紙控訴状において「被告」として日本民間放送連盟を表示するとともに、原審で被告とした「日本の公務員」に代わり、内閣総理大臣安倍晋三を被告とし、求める判決内容についても、「様々な手段」を「地上波とWEBに集約」とするなどと補正した。

第3 当裁判所の判断

- 1 本件控訴のうち、被控訴人日本民間放送連盟を相手方（別紙控訴状においては「被告」と表示するも、被控訴人とする趣旨であると理解される。）とする控訴に係る訴えについては、原判決別紙訴状及び同準備書面（「太陽の審判」で始まる平成29年1月5日受付の書面）並びに別紙控訴状及び別紙「太陽の審判」で始まる同年2月14日受付の書面（写し）の記載によっても、控訴人が被控訴人に対して何らかの給付を求めようとする訴えであることまでは理解されるものの、その給付の具体的内容及びその請求を特定するのに必要な請求原因事実が何ら特定されておらず、不適法な訴えである。

そして、上記各別紙の記載内容に加え、原審裁判所が平成28年12月28日付けで請求の趣旨及び原因の特定について補正を命じたものの、控訴人は上記原判決別紙準備書面を補正書面として提出したのみであり、当審においても別紙控訴状及び別紙「太陽の審判」で始まる平成29年2月14日受付の書面を提出していることにも鑑みれば、上記不備を補正することはできないというべきである。

- 2 また、控訴人が当審において追加した内閣総理大臣安倍晋三を被告とする訴

国から民間人と動産不動産を減じれば、日本の公務員で、
内閣総理大臣も公務員である。平成28年12月20日
官邸住所と電話番号で特定済みである。

3 そうすると、判決条文【ゼロ】である。

全体集合と部分集合

えについては、原審において被告としていた日本の公務員に代えて内閣総理大臣安倍晋三を被告とするものであり、両被告は全く異なる法主体であるから、原審で被告とされていない当事者に対する訴えを新たに追加するものであり、不適法であって、その不備を補正することができない。

3 そうすると、本件控訴に係る被控訴人日本民間放送連盟に対する訴えは不適法であってその不備を補正する余地がないから、これを却下した原判決は相当であり、本件控訴は理由がなく、口頭弁論を経ないでこれを棄却することとし、また、控訴人が当審において追加した内閣総理大臣安倍晋三を被告とする訴えも不適法なものであって、やはりその不備を補正することができないから、口頭弁論を経ないでこれを却下することとし、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第23民事部

裁判長裁判官

小野洋一 

裁判官

若林辰繁 

裁判官

定井直幸 